

第1章 計画の基本的考え方

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨等

本県の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度創設当時（平成12（2000）年度）は約39万人でしたが、令和元（2019）年10月1日時点で約56万人となっており、今後、令和22（2040）年まで高止まりすることが見込まれています。

一方で、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、今後10年間、後期高齢者人口は大きく増加し、これに伴う要介護又は要支援の状態となる高齢者、認知症高齢者や、高齢者のみの世帯の増加等が想定され、介護サービスやサービスを支える人材の確保、日常生活への支援が必要な高齢者への対応がより大きな課題になると考えられます。

こうした状況において、高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、今後も進展する少子化、高齢化による社会の変化を見据え、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するため、本計画を策定するものです。

2 基本理念

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にしていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築してきました。【図表1-1】

この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、高齢者をはじめ地域住民が、制度等の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していく中で、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

コラム 1

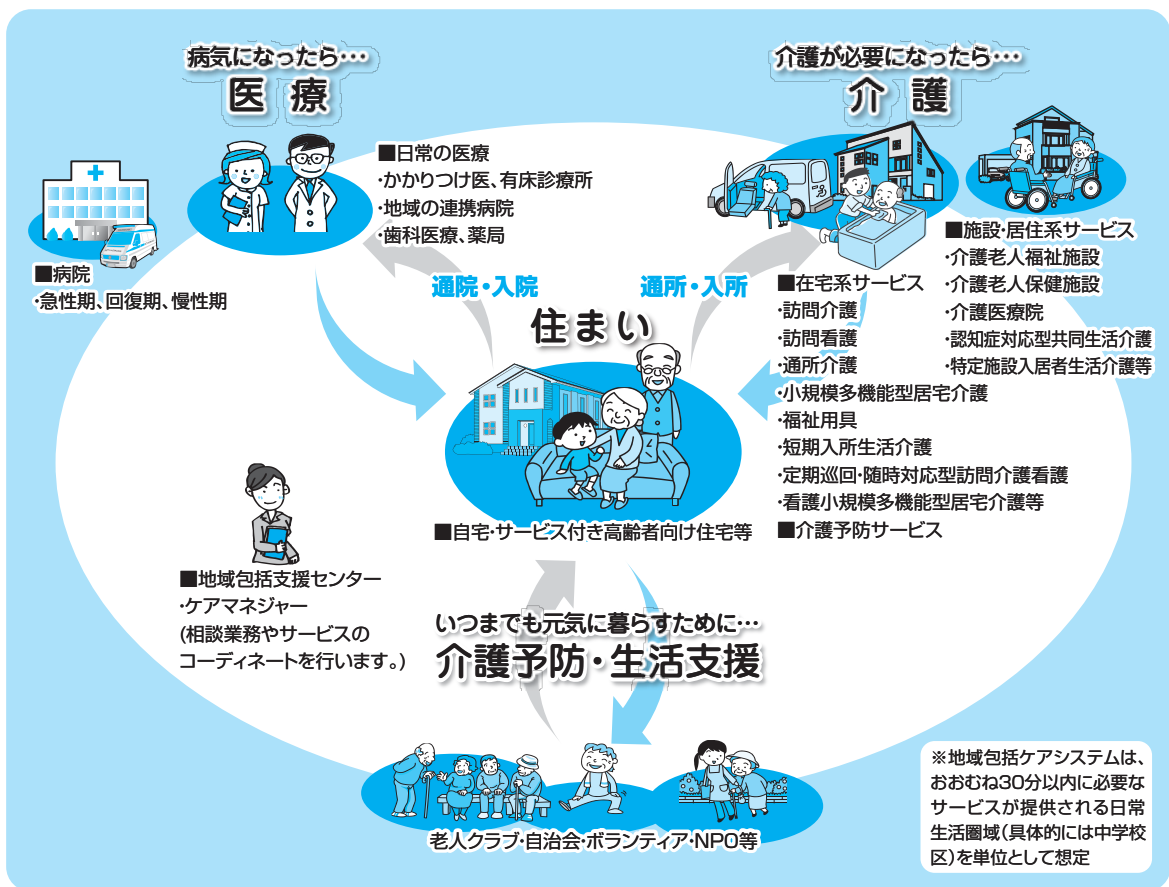
地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会で、介護保険法に、国及び地方公共団体の責務が規定されています。

介護保険法
(国及び地方公共団体の責務)

第5条

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。

【図表1-1】地域包括ケアシステム



3 計画の性格

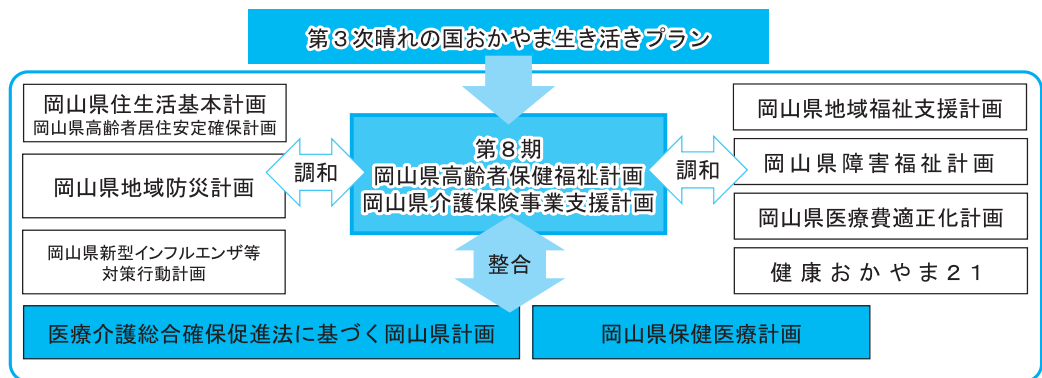
本計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 老人福祉法第20条の9第1項に規定する老人福祉計画と介護保険法第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画です。
- (2) 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画です。
- (3) 県政の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画です。
- (4) 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡

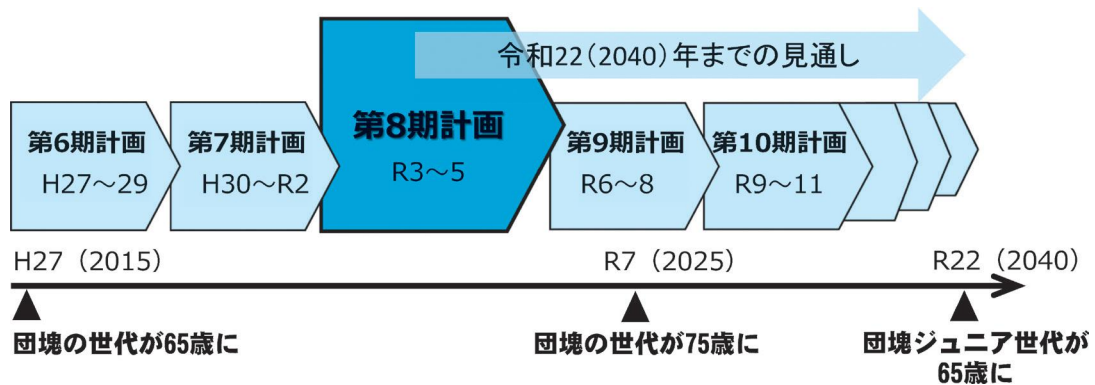
山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画です。【図表1-2】

- (5) 団塊の世代全てが75歳以上となる令和7(2025)年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を展望し、全ての市町村において地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とした計画です。【図表1-3】

【図表1-2】



【図表1-3】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

5 施策の達成状況の評価

本計画の達成状況については、毎年度、施策の取組状況や施策に掲げた目標の達成状況を岡山県介護保険制度推進委員会に報告するとともに、評価を行います。

本計画の達成状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

II 圏域の設定

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域は、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、岡山県保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致させ、5圏域を設定します。【図表1-4】

また、市町村は、地域包括ケアシステムを構築する単位として、日常生活圏域を設定します。

【図表1-4】岡山県老人福祉圏域



圏域名	構成市町村（日常生活圏域数）
県南東部	岡山市（36） 玉野市（7） 備前市（3） 瀬戸内市（4） 赤磐市（4） 和気町（1） 吉備中央町（2）
県南西部	倉敷市（26） 笠岡市（5） 井原市（1） 総社市（4） 浅口市（3） 早島町（1） 里庄町（1） 矢掛町（1）
高梁・新見	高梁市（7） 新見市（7）
真庭	真庭市（6） 新庄村（1）
津山・勝英	津山市（8） 美作市（5） 鏡野町（2） 勝央町（1） 奈義町（1） 西粟倉村（1） 久米南町（1） 美咲町（3）
5圏域	142日常生活圏域